平成２５年（フ）第５５２５号
大阪市平野区瓜破２丁目３番38号　グランコーポ瓜破302号
債務者　美濃井千尋
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７６３号
大阪市港区築港４丁目２番24―302号
債務者　川元　順一
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７６４号
大阪市港区築港４丁目２番24―302号
債務者　川元　清美
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９０６号
大阪市平野区瓜破西１丁目８番10―1306号
債務者　梅村　昌秀
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３７号
大阪市西淀川区歌島３丁目２番４―312号
債務者　森　　香織（旧姓中林）
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２９号
大阪府八尾市曙町３丁目106番地、前住所大阪府八尾市萱振町１丁目35番地　室谷マンション105号
債務者　髙井塗装こと　髙井　康司
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５３号
大阪市中央区高津２丁目６番10号日生ロイヤル高津303号、住民票上の住所大阪府大阪狭山市西山台４丁目３番43―508号
債務者　川田　涼平
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０７号
大阪市平野区西脇４丁目１番50号メゾン福竹302号
債務者　ＨＡＩＲ＆ＭＡＫＥ　ＰＡＧＥ　ＢＯＹこと　脇　裕香子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０９号
大阪府東大阪市西石切町４丁目２番20号スターリースカイテラニシ308号
債務者　鵜木　洋一
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１４号
大阪府茨木市西福井２丁目３番３―801号
債務者　山鹿　智浩
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１５号
大阪府茨木市西福井２丁目３番３―801号
債務者　山鹿　直美
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９７号
大阪府豊中市新千里東町３丁目３番Ｂ７―207号
債務者　松本　　茂
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５９９号
大阪市住吉区万代４丁目16番14号
債務者　吉川　友朗
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９１６号
大阪府東大阪市中鴻池町３丁目７番２―1105号
債務者　髙津　弘志
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７号
岡山県井原市七日市町139　ミニパレス102、住民票上の住所広島県尾道市美ノ郷町三成378番地37
債務者　末田　昌世（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２２７９号
札幌市豊平区平岸６条10丁目１番58―210号
破産者　押切　哲次
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２３号
青森県弘前市大字新里字西里見40番地20
破産者　福士恵美子
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第７２９号
宮城県黒川郡大和町鶴巣大平字円田130番地の１
破産者　眞壁こずえ（旧姓小嶋・小玉）
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係